

# 老人デイサービス 春輝苑 (通所介護) 利用料金表

令和1年10月1日現在

## 1. 1日あたりの利用料金【通常規模型7時間以上8時間未満】

要介護度 ( ) 単位数	要介護1 (666) 単位数	要介護2 (786) 単位数	要介護3 (911) 単位数	要介護4 (1,036) 単位数	要介護5 (1,161) 単位数
加算	加算 62単位 ※詳細は加算一覧のとおり 上記加算は「入浴介助加算・サービス提供体制I2」				
自己負担分(1割)	731円	851円	976円	1,101円	1,226円
自己負担分(2割)	1,459円	1,700円	1,950円	2,199円	2,449円
自己負担分(3割)	2,188円	2,548円	2,924円	3,297円	3,673円

※介護職員処遇改善加算I (総単位数に59/1000を乗じた単位数を算定)

※介護職員等特定処遇改善加算II (総単位数に10/1000を乗じた単位数を算定)

※介護給付費及び体制加算等は、川口市の地域単価(10.27)を上乗せした単価です。

上記、介護職員処遇改善加算I・特定処遇改善加算IIには、地域単価10.27は利用料金には含まれていません。月ごとの集計を国保連への請求と振り分ける関係から1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。

## 2. 加算一覧「※施設利用料に含まれる加算については下記一覧のとおりです。」

加算項目	内容	単位数
入浴介助加算	入浴介助をした場合(1日あたり)	50
サービス提供体制加算I2	看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上である場合	12
介護職員処遇改善加算I	総単位×59/1000(1月につき)	
介護職員等特定処遇改善加算II	総単位×10/1000(1月につき)	

(該当した場合)

サービス提供体制加算I1	看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	18
認知症加算	指定基準を満たして、介護・看護職員常勤換算で2以上確保 利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上等の占める割合が20/100以上 認知症介護実践者研修等を1以上配置している場合	60
若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当を決めて受入した場合	60
栄養スクリーニング加算	6ヵ月に1回を限度、栄養スクリーニングを行い介護支援専門員に情報提供した場合	5
栄養改善加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し実施している場合(月2回を限度)	150
送迎を行わない場合		-47
送迎時における居宅内介助の評価	送迎時に居宅内介助等を通所介護サービスの所要時間に含める	

※加算等につきましては該当する場合はお知らせいたします。

## 3. 食費・教養娯楽費、その他料金

食費・・・1日あたり 600円

教養娯楽費・・・1日あたり 50円

※食費、教養娯楽費については従来どおりの料金となります。